

4 施設比較

H31.4.1現在

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園比較表

区分	保育所	幼稚園	認定こども園
所管	厚生労働省	文部科学省	内閣府・厚生労働省・文部科学省
施設の性格	児童福祉施設	学校	児童福祉施設／学校
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。(法39条)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして，幼児を保育し，幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて，その心身の発達を助長することを目的とする。(法22条)	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ，もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。(法1条)
設置主体	制限なし (市町村は都道府県への届出により，設置できる。都道府県，市町村以外の者が設置する場合は，都道府県知事の認可を要する。) (法35条)	国(国立大学法人含む)，地方公共団体，学校法人(法2条) (ただし，私立幼稚園については，当分の間，学校法人によって設置することを要しない。)	幼保連携型は国，地方公共団体，学校法人，社会福祉法人のみ。 幼稚園型は，国，地方公共団体，学校法人のみ。 保育所型，地方裁量型は，制限なし。
対象児童	乳児(満一歳に満たない者)，幼児(満一歳から，小学校就学の始期に達するまでの者)(法4条，法39条)	満3歳から，小学校就学の始期に達するまでの幼児(法26条)	子ども(小学校就学の始期に達するまでの者)(法2条)
設備・運営の基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(都道府県条例)(法45条)	幼稚園設置基準(法3条)	都道府県の条例で定める認定の基準
保育・教育内容	保育所保育指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針による保育 幼稚園教育要領による教育

区 分	保育所	幼稚園	認定こども園
保育・教育時間	8時間を原則（基準34条）	4時間を標準（要領）	保育を必要とする子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定める。 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるように、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。（指針）
保育・教育日数	約300日（長期休業なし）	39週以上（長期休業あり）	
保育士・幼稚園教諭 配置基準	0歳 3 : 1 1・2歳 6 : 1 3歳 20 : 1 4・5歳 30 : 1（基準33条）	1学級35人以下を原則（基準3条）	0歳 3 : 1 1・2歳 6 : 1 3歳 20 : 1 4・5歳 30 : 1 3歳以上（短時間利用）35 : 1 （指針）
資 格	保育士	幼稚園教諭（専修・1種・2種）	満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者。 満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましい。 （指針）
施設基準 (面積要件あり)	乳児室又はほふく室，医務室，調理室， 便所（2歳未満） 保育室，遊戯室，屋外遊戯場，調理室， 便所（満2歳以上） （屋外遊戯場は保育所の付近にある場合 でも可）（基準32条）	職員室，保育室，遊戯室，保健室，便 所，飲料水用設備等，運動場 （園舎及び運動場は、同一の敷地内又は 隣接する位置に設けることを原則） （基準8条・9条）	保育室又は遊戯室，屋外遊戯場，調理室 （指針）

(2) 県内児童福祉施設等一覧

単位：ヶ所／人

市名	人口	認可保育所						認定こども園		認可外保育施設			児童館	児童遊園	幼稚園	
		公立		私立		計		公立	私立	公立（小規模）		私立	公・私	公立	公立	私立
		施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	施設数	施設数	定員	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
仙台市	1,056,602	37	3,498	161	13,522	198	17,020		17			80	111	23	1	79
石巻市	145,386	24	1,495	17	1,081	41	2,576	1		1	10	10	1		4	6
塩竈市	54,616	5	360	5	355	10	715					4	2	2		6
気仙沼市	64,352	8	520	2	90	10	610	1		7	225	5	5	6	6	4
白石市	34,543	6	320	2	180	8	500					3	2		2	1
名取市	78,299	5	370	4	400	9	770		2			10	10	6		3
角田市	29,643	2	338			2	338		1			1	8	14	2	3
多賀城市	62,174	4	330	11	806	15	1,136		1			6	2	2		6
岩沼市	44,196	4	240	6	416	10	656		1			7	4	4		4
登米市	80,476	6	450	11	765	17	1,215		5			2	5	19	11	1
栗原市	68,946	13	850			13	850					1		22	9	2
東松島市	40,138	7	570	2	155	9	725					1			1	3
大崎市	131,692	11	1,040	21	1,715	32	2,755		3	1		2	8	9	18	9
富谷市	52,593	4	320	6	598	10	918		1			2		2	2	3
市部計	1,943,656	136	10,701	248	20,083	384	30,784	2	31	9	235	134	158	109	56	130
県内計	2,302,440	171	13,866	269	22,033	440	35,899	7	38	10	250	156	195	175	76	148

※人口は、平成30年3月31日又は4月1日現在（各市ホームページより）

※認可保育所・認定こども園・小規模保育所・児童館・児童遊園の施設数、定員は宮城県ホームページより。

（平成30年6月1日現在：休所中施設は、施設数に含むが、定員には含まず）。

※私立認可外保育施設の施設数は、県ホームページ及び仙台市ホームページより（企業主導型保育事業を含む）。

※幼稚園施設数は宮城県ホームページ（公立幼稚園一覧及び宮城県私立学校名簿）より。